

平成20年4月からの工事等に係る入札制度の改正点について

H20.3月

1 測量等業務委託における条件付一般競争入札の試行

農林水産部及び土木部が所管する工事に関する業務委託(調査・測量・設計)のうち300万円以上の業務から1割程度抽出し、条件付一般競争入札を試行します。(工事と同様に郵便入札と事後審査方式)

なお、業務委託における指名競争入札については、入札事務が移管されること以外は従来どおりです。

2 低入札価格調査制度での失格基準の導入(工事)

現在、総合評価方式では最低制限価格を設定せず、低入札価格調査制度を採用していますが、新たに見積内容に対する失格基準(数値的判断基準)を設定します。

また、併せて低入札による受注抑止対策として、低入札価格調査の対象となった落札者に対しては、契約保証金の増額(10%→30%)、前払金の減額(40%→20%)、監理等技術者2名配置の義務付けを行います。

3 予定価格の事後公表の試行(工事)

積算せずに予定価格の一定割合で入札するような業者の排除などの効果等について検証するため、事後公表を一部試行(300件程度)します。

4 指名競争入札の試行(工事)

手続の迅速化への対応や入札参加者の確保、品質の向上などの効果について検証するため、1,000万円未満の工事を対象とし、談合防止対策を加えた指名競争入札を一部試行(300件程度)します。

なお、対象工事については、見積内訳書の提出を義務付けます。

5 総合評価方式の拡大と加算点及び評価項目の見直し(工事)

現在試行中の総合評価方式(平成19年度84件)について、300件程度に拡大し、除雪や災害対応等を評価項目に加えるとともに、加算点の割合を増加(簡易型10→30点、標準型20~30→50~70点)、さらに特別簡易型(加算点10点)を試行します。

6 条件付一般競争入札の事務手続きの改正点（工事、業務委託）

（1）公告期間の一部短縮

これまで一律17日以上であった公告期間を、予定価格が5千万円に満たない場合や再度公告を行う場合は12日以上とします。

（2）質問書の受付期間の短縮

公告期間が12日の場合の質問書の受付期間を、これまでの5日間から4日間に短縮します。

（3）落札候補者への連絡の省略

これまでの落札候補者第1順位から第3順位の方まで連絡していましたが、第1順位の方のみに連絡することとします。

（4）郵便局差出開始日の削除

これまで公告でお知らせしていた配達日指定郵便の差出開始日と差出期限日のうち、差出日は入札参加者が自ら設定することとし、差出期限日のみをお知らせすることとします。

7 入札事務の移管（農林水産部、土木部の工事に関連する業務委託のみ）

農林水産部、土木部が発注する工事に関連する業務委託の入札事務（指名競争入札、条件付一般競争入札）を地方振興局出納室（県北は出納局）に移管します。

詳しくは県のホームページをご覧ください、入札参加の手引又は個別工事の入札公告、入札説明書、入札心得等の内容を十分確認してください。